

## 令和2年度 介護保険法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 特定処遇改善加算について

支給対象期間は原則として令和2年4月～令和3年3月末日です。

経験・技能のある介護職員および障がい福祉人材の考え方

- (A) 介護福祉士資格を有し、本法人に常時勤務し、継続して3年以上の者
- (B) 介護福祉士資格を有し、本法人に常時勤務した期間が3年に満たない者
- (C) 本法人に常時勤務し、介護福祉士資格を有さない者

※上記は課長職以上の職種は該当しない。

賃金改善を行う職員の範囲は(A)(B)(C)に該当する職員とし、賃金改善を行う給与の種類は毎月の給与に特定加算手当として支給。当該手当は時間外手当、夜勤手当の計算根拠に含まれます。賞与や退職金共済制度の計算根拠には含まれません。社会保険料等の法定福利費が増額する場合があります。

介護保険法に基づく、介護職員等特定処遇改善加算の予定額は2,271,600円です。デイサービスセンターメゾンマリア、メゾンマリアホームヘルプサービス、グループホームメゾンマリアに所属し、該当する職員には下記の金額を支給します。

- (A) 12,000円/月
- (B) 6,000円/月
- (C) 3,000円/月

なお、メゾンマリア拠点において加算対象にならない事業、ケアハウスメゾンマリア、メゾンマリアケアサポートで常時勤務する職員には(C)職員と同等の手当を支給します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の予定額は障がい者支援施設ウェルフェアマリア3,433,176円、メゾンマリアホームヘルプサービス111,000円です。障がい者支援施設ウェルフェアマリアに所属し、該当する職員には下記の金額を支給します。

- (A) 24,000円/月
- (B) 12,000円/月
- (C) 6,000円/月

なお、ウェルフェアマリア拠点において加算対象にならない事業、相談支援事業所で常時勤務する該当職員には(C)職員と同等の手当を支給します。

また、メゾンマリアホームヘルプサービスに所属し、該当する職員には下記の金額を支給します。

- (A) 5,000円/月

各拠点区分における職場環境要件は次の通りです。

### メゾンマリア拠点

#### ◆資質の向上

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)

#### ◆労働環境・処遇の改善

雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

#### ◆その他

地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上

### ウェルフェアマリア拠点

#### ◆資質の向上

働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)

#### ◆労働環境・処遇の改善

雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

#### ◆その他

障がいを有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮

令和2年4月20日

社会福祉法人平和の聖母